

2023 年 6 月 30 日

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の 指定の解除に係るパブリックコメントの受付を開始しました

経済産業省関東経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 28 条第 2 項の規定に基づく指定旧供給地点の指定解除に対する意見を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで募集します。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している供給地点の指定解除に関する意見を募集するものです。

1. 意見募集の概要

平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給地点（旧簡易ガス団地）ごとの事業者のシェア等を踏まえて、一定の基準を超える旧供給地点については、経過措置として料金等の規制を課することとし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 5 項の規定に基づき、指定旧供給地点として指定しています。

この度、改正法附則第 28 条第 1 項の義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）附則第 4 条の規定に基づく報告があり、別添の指定旧供給地点について改正法附則第 28 条第 1 項に規定する指定の事由がなくなったと認められるため同条第 2 項に基づき指定を解除しようとするものです。

2. 意見募集期間

令和 5 年 6 月 30 日（金曜日）～令和 5 年 7 月 31 日（月曜日）

3. 資料の入手・意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595223038&Mode=0>



（本発表資料のお問合せ先）

関東経済産業局資源エネルギー環境部

ガス事業課長 堀江 繁

担当者：篠原、志村、宮本

電話：048-600-0414（直通）

E-MAIL：bz1-kanto-gaskouri@meti.go.jp

(別添)指定の解除の対象となる関東経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

通し 番号	事業者名	指定旧供給地点名 (団地名)	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア≤50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≤他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェ ア)に該当するか					③解除基準 (直近3年間の小売料金の平均 単価が連続して下落しているこ と)及び(自由料金メニューによ る契約件数≥指定旧供給地点 小売供給約款による契約件数) に該当するか	備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果					
1	株式会社東栄商会	横浜生協和泉町団地	神奈川県	横浜市	×	75.1%	○	10.0	13.0	10.0000	≤	17.3030	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	橋本産業株式会社	里美白幡台団地	茨城県	常陸太田市	×	64.0%	○	1.0	3.0	1.0000	≤	4.6840	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。